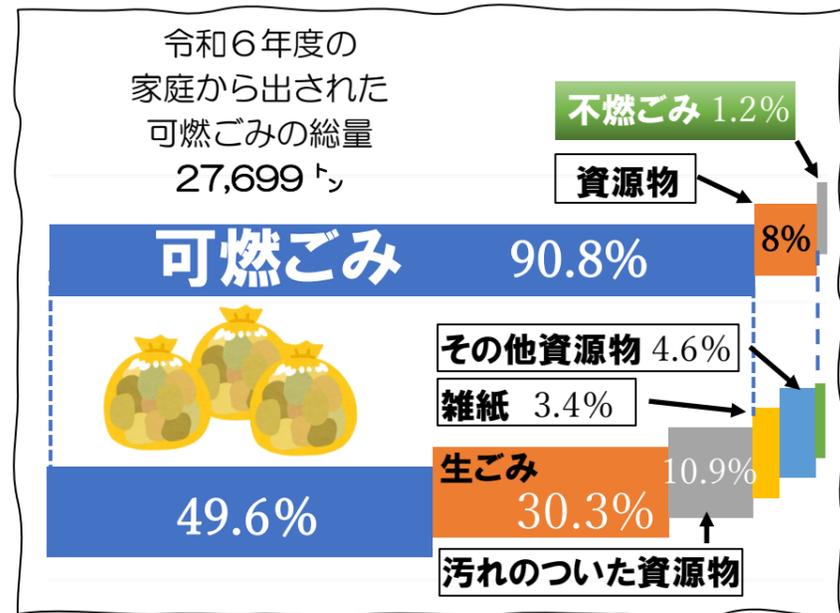


【発行・問合せ先】
市民環境部 環境事業課
0154-31-4551 (直通)

ごみの排出状況を調べています

釧路市では、家庭から出された「ごみ」、「資源物」の中身を調べる「組成分析調査」を行っております。今回は、令和6年度に実施した調査結果をお知らせします。

令和6年度の調査対象は・・・ **可燃ごみ** でした



左の表によると、全体の90%以上は可燃ごみであり、多くの方が分別に協力してくださっていることがわかります。

その内訳としては、汚れのついた資源物が10.9%含まれており、一方、混ざっていた資源物では、およそ半分程度の3.4%が雑紙であることがわかります。これらの資源物の洗浄と適切な分別によりおよそ19%の可燃ごみを減らすことが可能です。



さらに、生ごみをコンポストやキエーロなどを用いて自己処理すれば、可燃ごみを半分に減らすことができそうです。



飼い犬の畜犬登録をお願いします！

※登録は1匹につき生涯1回、手数料は3,000円です。



狂犬病予防注射は必ず受けましょう！



予防注射は、生後91日以上の犬で室内犬・室外犬を問わず、年1回受けることが義務付けられています。※狂犬病予防法施行規則により、狂犬病予防注射は毎年4月から6月までに受けることとされています。

マイクロチップを装着している犬猫は登録・変更登録をお願いします



ペットショップなどで購入された犬や猫については、マイクロチップが装着されており、新しい飼い主となる方が、犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト(環境省指定登録機関)で所有者変更を行う必要があります。

以前から飼われている犬猫のマイクロチップ装着後も同じく、犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトに登録を行う必要があります。

(オンライン申請 400円、紙申請 1,400円+払込手数料)

※犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト <https://reg.mc.env.go.jp/>

※2022(令和4)年6月1日の法施行前から飼っている犬猫のマイクロチップ装着は努力義務です。



犬猫は適正に飼育しましょう！



犬猫の放し飼いや、フンの放置は地域のみなさまの迷惑となります。人と動物が快適に暮らせるまちづくりのため、飼い主の責任において「放し飼いはしない」「フンの持ち帰り」を徹底してください。

野生動物にエサを与えないでください！

カラスやハト、キツネ、野良猫などへのエサやりによって、人を恐れなくなり地域がエサ場と認識されます。そのため、排出ごみの散乱やフンによる被害も増え、地域のみなさまの迷惑となります。

人と野生動物がよりよい関係を築いていくためにも、無責任なエサやりを行わないでください。



みなさまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先：釧路市 市民環境部 環境保全課 環境衛生係

Tel 0154-31-4533

『釧路市公式 LINE アカウント』やっています

右の二次元バーコードを読み取り「友だち登録」を行うと「ごみの分別の検索」や設定をすることで「ごみ収集日のお知らせ」が収集日の前日18時に届きます。月2回の不燃ごみの出し忘れ防止にも役立ちますので、ご活用ください。

